**平成２９年（フ）第５３８４号**
大阪府門真市石原町26番６号　ソレイユ古川橋301号
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５３９７号**
大阪府吹田市南吹田４丁目18番８－５号
債務者　大園　千恵（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５４３２号**
大阪府東大阪市末広町18番２号
債務者　宮尻　正博
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５４６２号**
大阪府東大阪市鴻池本町10番31号　ハピネス川口　102号
債務者　和田志津香
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５７１０号**
大阪市城東区関目５丁目15番30号
債務者　西田　耕治
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５７２３号**
大阪府吹田市江坂町２丁目７番25号（601）、前住所大阪府吹田市広芝町３番８－1402号
債務者　三好　和俊
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５７４２号**
大阪府寝屋川市田井町26番16号
債務者　永禮　桂子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５７７２号**
大阪府寝屋川市上神田２丁目18番11号（101号）
債務者　岩崎　智浩
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第６０号**
大阪府吹田市寿町１丁目19番19号
債務者　西村三恵子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１１３号**
大阪市西淀川区佃３丁目19番11号　ルネッサンスクレージュ２Ｃ号室
債務者　小薗　久夫
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１５８号**
大阪府東大阪市長田中３丁目１番16－405号
債務者　出口　真澄
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１６９号**
大阪市城東区関目２丁目９番16号　レガーレ関目　603
債務者　呉服　　剛
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１１６３号**
大阪府柏原市法善寺３丁目６番１－305号　ブラウベルク法善寺
債務者　阿部　義博
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 免責許可決定

**平成２９年（フ）第１３号**
千葉県鴨川市江見内遠野226番地　市営住宅11号
破産者　石井　國夫
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部

**平成２９年（フ）第１００号**
福岡県京都郡みやこ町豊津2121番地４　ホステル京都
破産者　和田　豊子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２９年（フ）第１９５７号**
札幌市北区拓北７条３丁目８番18号
破産者　村上ゆかり
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１９７４号**
札幌市厚別区大谷地東３丁目１番１－403号
破産者　松田　直子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１９８２号**
北海道江別市野幌松並町８番地の７　ほのぼのさくら野幌104号室
破産者　北瀬　克紀
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部